

令和 5 年 6 月 26 日

公益財団法人 日本国際教育支援協会  
理事長 井上正幸

### 令和 5 年度日本語教育能力検定試験の実施にあたって

日本国際教育支援協会が実施する「日本語教育能力検定試験」は、昭和 62 年度から文部大臣の認定を受け始まった歴史のある日本語教員検定制度で、現在は法務省告示校の教員資格として位置づけられています。

令和 4 年度まで約 4 万 6 千人の合格者が法務省告示校の日本語学校をはじめとして国内外の多くの日本語教育機関や地域の日本語教育の担い手として活躍されておられます。

今般「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が令和 5 年 5 月 26 日に国会で可決成立したことから、この法律との関係について本協会より受験者の皆さまに説明します。

この法律は、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設し、かつ、当該認定を受けた日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格（登録日本語教員）について定めることを目的とした法律です。

登録日本語教員は、令和 6 年度以降新たに行われる予定の日本語教員試験に合格し、かつ実践研修を修了した者が文部科学大臣に登録することにより得られる国家資格です。この日本語教員試験は今後文部科学省において具体的なことが明確にされる予定です。

この法律は令和 6 年 4 月 1 日から施行されますが、国会で審議可決される際の付帯決議では、「現在の法務省告示校の教員要件を満たす者や現職の日本語教師に対する登録日本語教員への移行措置については、移行に伴う負担に格段の配慮をした上で、関係者の意見を十分に踏まえつつ、早期に明確化するとともに、その周知に万全を期すこと」とあり、移行措置についても今後具体的に文化庁の審議会等で明確にされるものと承知しております。

本協会が本年度実施する「日本語教育能力検定試験」と、今後文部科学省で実施予定の日本語教員試験は、あくまでも異なる試験ですが、法律の経過措置期間中は、一定の

要件を満たす現職の民間試験合格者は筆記試験の一部と実践研修が免除されることが、文化庁の日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議の「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」の中で示されており、本協会の「日本語教育能力検定試験」は、この民間試験に該当するものと考えております。したがって令和5年度の「日本語教育能力検定試験」は安心して従来通り受験してください。